行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	営業所 点数
令和6年5月7日	株式会社T・Kサービス(法人 番号2120101057801)代表者 黒木 太二		本社	大阪府松原市上田8丁 目16番15号	輸送施設の使用停止 (20日車)	第17条第4項	令和5年10月5日及び同年11月15日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」第3条第6項)、(2)無務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	2	2
令和6年5月9日	株式会社篠原陸運(法人番号8120001020399)代表者敷地 英也		羽曳野物流セ ンター	大阪府羽曳野市尺度 391番地の2	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定 に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件 に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和6年5月9日	興神運輸株式会社 (法人番号2140001004703) 代表者川崎 誠基	兵庫県姫路市白浜町 宇佐崎南2-77	岸和田	大阪府岸和田市春木 泉町1603-2	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業法 第9条第1項	令和5年7月13日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反[自動車車庫の位置及び収容条第1項短反](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業所等。9、(2)「貨物自動車運送事業所事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業制度、(3)点等の全規則第7条第1項~第3項)、(4)点区【未実施】(安全規則第7条第1項~第3項)、(4)点呼の記錄違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記錄違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項~第3項)、(7)「貨物自動車運送者が事項所不開訴の表別、(7)「貨物自動車運送者が事業用自助の運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)自動車車故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(貨物自動車運送事業法第24条)	4	4
令和6年5月13日	産交運輸倉庫株式会社(法 人番号8130001010738)代表 者千田 孝子	京都府京都市南区吉 祥院石原町22-5	長岡	京都府長岡京市神足 七ノ坪5	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和6年2月22日、労働局からの通報を端緒に監査 を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録 違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第7条第5項)	0	0
令和6年5月14日	平成運輸株式会社(法人番号4120101025681)代表者坪内 基真		本社	奈良県北葛城郡広陵 町百済1643-1	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和5年10月13日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る差」の遵守違反(貨物自事運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項~第3項)、(3)(4)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項~第3項)	5	5

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
	株式会社サクラリース(法人 番号7160002010314)代表者 中村 尚秀		本社	滋賀県東近江市桜川 西町801	文書警告	第17条第4項	令和6年4月5日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
		千葉県千葉市美浜区 中瀬2-6-1	南港	大阪府大阪市住之江 区南港南2-4-43	文書警告	第17条第4項	令和6年3月14日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
	株式会社流通企画(法人番号9140001061127)代表者大髭 康弘		本社	兵庫県姫路市別所町 小林162-1	文書警告	第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(その他道路交通法の違反行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
	株式会社イナガワ運輸事業 部(法人番号 7140001020191)代表者稲川 昌美	兵庫県神戸市兵庫区 築地町6番32号	本社	兵庫県神戸市兵庫区 築地町6-32	輸送施設の使用停止(40日車)	第17条第1項第1号	令和5年8月23日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)「貨物物 自動車運送事業の事業用自動車の運転者の貨則因及び乗務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守を規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのの実務(安全規則等3条第6項)、(3)点呼の定義を損別第7条第1項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業8条)、(6)運行記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業8条)、(6)運行記載計算等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業8条)、(6)運行記載計算等の不備】(安全規則第9条)、(6)運行記載計算等の不備】(安全規則第9条)、(6)運行記載計算等の表書等台帳【作成】【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(9)「貨物自動行過事と対して行う活導を者が表述を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表	4	4

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	営業所 点数
令和6年5月27日	株式会社大運トランスポート (法人番号9120101042441) 代表者松堂 庸子	大阪府泉大津市西港町14-21	本社	大阪府泉大津市西港町14-21	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和5年9月15日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反[自動車車の位置及び収容条第1項55号)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業法施行規則近常2条第1項第5号)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)整備不良車両等【不正改造のもの】(安全規則第3条の3、道路運施事(下正改造のもの】(安全規則第7条第1項~第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第1項~第3項)、(6)(7)業務の記録違反【記載事に対して「の記録違反【記録】(6)(7)業務の記録違反【記録】目記載事に対して「の記録違反【記録】目による運転者に対して行り指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(5)年間、(6)(7)業務の記録違反【記録】目による運転者に対して行り指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)		7
令和6年5月30日	サンライズ通商有限会社(法 人番号5140002027213)代表 者王 偉		本社	兵庫県神戸市中央区 港島中町3丁目1	輸送施設の使用停止(10日車)	第17条第4項	令和5年10月19日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業用画変更事前届出違反(各営業所に配置する運送事所に配置する運送を集充。7件の違反】(貨物自動車運送事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事後備記録簿等の記載違反等[未記載](貨物自動・運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3第2号、道路運送車両法第49条)、(3)点呼の実協運送事業前送安全規則第7条第1項~第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項事運送事業び監督之人規則第7条第5項)、(5)貨物自動車運送事業び監督之人制第7条第5項)、(5)貨物自動車運送事業び監督之【一条第1月による運転者に対する指導及び監督違反【一条第1日動車の運転者に対する指導及び監督違反【一条第1日動車の運転者に対する指導及び監督違反【一条第1日動車の運転者に対する指導及び監督之人、第2年間、10、(6)時間、10		1
令和6年5月31日	株式会社陽翔通商(法人番号7120001204944)代表者山本 哲男	大阪府大阪市住之江 区平林南2丁目10-9	住之江	大阪府大阪市住之江 区平林南2丁目10-9	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和5年9月14日及び同年9月28日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の呼で違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間(安全規則方等3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある諸書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(4)業務の記録行の業務(安全規則第3条第6項)、(4)業務の記録清反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項~第3項)、(7)「に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対して行う指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第9名が書業別の運転者に対して行う指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第9名が第3項)、(7)「対し対して行う指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第9名が第3項)、(7)「対して行う指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第9名第1項)		4